

その人らしさが尊重され、
人権が守られる社会をつくる。

倉敷市人権政策推進計画

KURASHIKI CITY

改訂版

「誰かのために」は私のために。
「私のために」は誰かのために。



駅は、赤ちゃんを抱いた親子連れから高齢者、若者、
病気やケガの人、外国からの人など、いろいろな人が行き交う場所。
そして、そのすべての人が快適に、安全に利用できるよう、さまざまな工夫がなされています。
そのひとつがエレベーターの設置です。
かつて、駅のエレベーターは、階段やエスカレーターが利用できない、
車椅子を使用する人や、病気や障がいのある人のためのもの、と思っていた人もいました。
しかし、今日では多くの高齢者がエレベーターを利用するようになってきました。
また、大きなキャリーバッグを引く人や、たくさんの荷物を持った人など、
より多くの人に役立つ存在ともなっています。
それは、エレベーターの設置当時にはほとんど見られなかった光景です。
かつて「誰かのために」と思っていたことが、今日の「私のために」につながっている…。
駅のエレベーターはそんなことを私たちに気づかせてくれます。

写真は、2002年(平成14年)にエレベーターが設置されたJR児島駅。

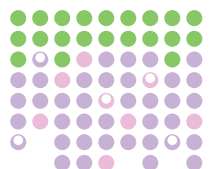
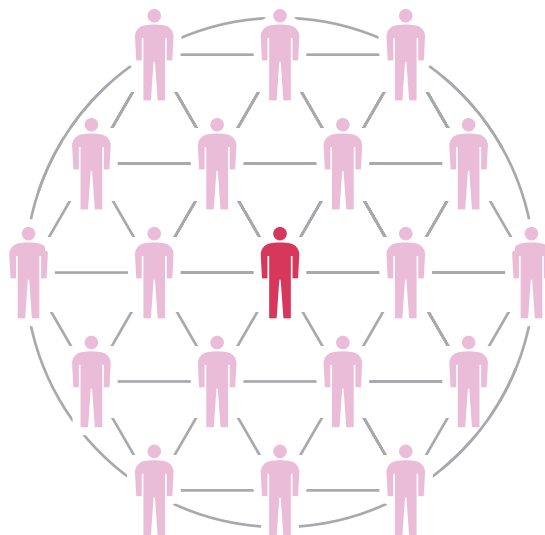
世界全体が幸福にならない限り、
一人の幸福はありえない。
そう言った人がいました。
でも世界って広すぎる。
だからそれを
私のまわりに置き換えてみました。

私にはふるさとがあります。
生まれ育ったまちがあります。
それは私と
私の大切な人が暮らすまちです。

家族、友人、愛する人、尊敬する人。
私の大切な人が幸せにならない限り、
私の幸せもありえない。
私の幸せが
私の大切な人の幸せにつながるのであれば
それはもっと大きな幸せになる。

それはつまり、
このまちに住む一人ひとりの幸せが、
まち全体の幸せにつながっているということ。

その始まりに私があります。
その始まりにあなたがあります。



だれもが その人らしさ(個性)を 尊重され、 幸せに暮らして いくことができる。

- 一人ひとりが互いを思いやり、助け合える社会
- ありのままの自分で生きていける社会
- 他者と自分の「違い」を認め合える社会

……こうした社会をめざしています。



みんなで、オール倉敷で、幸せなまちに。

倉敷がめざすまちの姿、それは倉敷を生活の場とするすべての人々が幸せを感じられるようなまちになろうということです。人が何を幸せと思うかはさまざま、それも時の流れとともに変わっていくものです。けれど、一人ひとりが互いを思いやり、助け合える社会、ありのままの自分で生きていける社会は、きっと誰にとっても、いつの時代でも、幸せな社会といえるのではないのでしょうか。

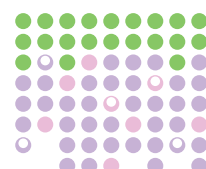
私たちは倉敷に関わるすべての人に幸せを感じてほしいと願っています。

その願いを支える大切な要素が人権だと思います。人権とはまさに「社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」だからです。

人権は守られなければなりません。言い換えれば、自分の人権はもちろん、誰かが他の誰かの人権を侵すことは許されません。

私たちは、もっともっとたくさんの人がそのことに気づき、いわれのない偏見や思い込みにとらわれることなく他者と接してほしいと考えています。そうした心を持った人が大多数になれば、それが幸せなまちの土台となるのではないのでしょうか。

だから、人権を、すべての倉敷市民、「オール倉敷」で考えていきたいのです。すべての人が互いを認め合い、ありのままの自分で暮らしていけるまち。誰もが、暮らしていくことに喜びを感じられるようなまち…。「オール倉敷」の一人ひとりがそれぞれの立場でその姿を思い、日々の暮らしを営むことで幸せなまちへと近づいていくような、そんな願いを持って私たちはこの計画を進めていきたいと考えています。





人権という観点からのまちづくり

皆さんは「その人らしさが尊重される社会」と聞いてどのようなことを思われるでしょうか？ 私は、人が100人いれば100人全員で相互に人権を尊重し合う社会を思い描きます。これは遠い理想のように思えるかもしれませんが、皆さんと共に歩んでいけば必ず近づいてきます。そして、理想に近づくよう歩み続けるための具体的な施策の指針となるものが「倉敷市人権政策推進計画」です。

この推進計画は、倉敷市第五次総合計画に基づき、平成16年に初版が策定されました。しかしその後、人口減少と少子高齢社会の到来、地方分権と住民自治の進展、環境に対する意識の高揚、成熟型社会への移行、グローバル経済の中での地域産業への影響などにより社会構造が複雑化し、人々の価値観の多様化に呼応するように、人権課題も多様化・複雑化し、新たな人権課題が生起、あるいはクローズアップされてきています。

広がりを見せる人権課題に対応するため、そして、平成23年度よりスタートした倉敷市第六次総合計画に掲げる「だれもがその人らしさ（個性）を尊重され、幸せに暮らしていくことができている」という、めざすまちの姿を実現するために「倉敷市人権政策推進計画」を改訂しました。

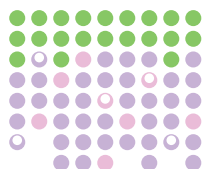
人権に関わる問題はいつでも、どこでも、誰にでも起こりうることであるということをも市民の皆様にはご理解いただき、すべての人びとが、互いを認め合い、ありのままの自分で暮らしていけるまちの実現へ近づけるように、この計画を進めていきたいと思えます。

平成25年3月

倉敷市長 伊東 香織

Contents もくじ

第1章	本市の推進体制	
	1 推進計画の役割	1
	2 推進の主体とその考え方	1
	3 人権行政の推進体制	2
第2章	人権啓発・人権教育の推進	
	1 人権啓発・人権教育の重要性	5
	2 人権啓発の取組	5
	3 人権教育の取組	7
	4 企業啓発の取組	8
第3章	課題別施策の推進	
	1 男女共同参画社会	9
	2 子ども	13
	3 高齢者	16
	4 障がい者	18
	5 同和問題	21
	6 外国人	25
	7 感染者・患者等	27
	8 インターネット	28
	9 平和事業の推進	30
	10 さまざまな人権課題	31





本市の推進体制

1 推進計画の役割

この推進計画は、倉敷市がめざす将来像を、人権尊重の視点からわかりやすく示したものです。そして、「だれもがその人らしさ（個性）を尊重され、幸せに暮らしていくことができる」という、めざすまちの姿を実現するために、倉敷市が、市民、団体、企業などのまちづくりの各主体とともに、これから何に取り組んでいくかを示しており、いわば、人権が尊重されるまちづくりに向けた「手引書」です。

まちづくりの各主体の皆様はもちろんのこと、倉敷市に関わるより多くの皆様にこの推進計画の趣旨をご理解いただき、人権が尊重されるまちの実現に向けて、共に取り組んでいただきたいと思います。

2 推進の主体とその考え方

人権尊重社会の実現には、社会を構成する市民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。そして、多くの方の共感を得ながら、市民、団体、企業、行政などの各主体が対等な立場で連携し、「オール倉敷」のチームワークで人権問題の解決に取り組むことが必要です。企業や大学、さまざまな団体やNPO法人等と連携し、多彩かつ専門的な知識や能力を取り入れるなどして、より広がりのある取組を展開したいと考えています。



3 人権行政の推進体制

人権が尊重されるまちづくりを進めるためには、行政運営についても、人権尊重の視点から進めること、すなわち人権行政の推進が大切です。

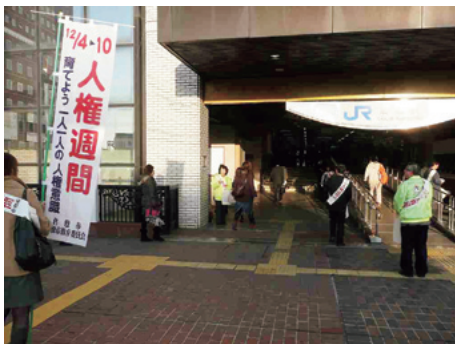
人権行政とは、市政における日常の業務はもちろん、施策の立案から実施に至るまでの全過程を人権尊重の視点から推進することです。特定の部局だけではなく、すべての部局が人権の確立に関わる仕事をしていること、そして、職員一人ひとりが人権行政の担い手であることを自覚し、使命感を持って業務に当たることが求められます。

人権尊重の視点から職務を遂行するためには、個々の職員の認識と資質の向上が重要です。倉敷市では、人権行政を推進する人材を育成するため効果的、計画的な研修を実施し、職員一人ひとりが人権問題を自らの課題として捉え、人権を正しく理解し、人権感覚を磨くとともに、さまざまな人権問題への理解を深めていきます。

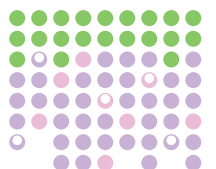
さらに、市民との協働を進める上で必要なスキルを習得できるよう、市が実施する研修だけでなく国や県の指導者養成講座なども有効に活用します。

また、人権行政の推進に当たっては、それぞれの部署単独よりも、関係する部署が連携して取り組むほうが効果的な場合があります。そのため、縦割り行政の弊害をなくし、横断的視点に立った施策を実施するため、庁内組織として市長を本部長とする「倉敷市人権施策推進本部」及び「倉敷市人権施策推進会議」を設置し、組織の枠を越えた相互の緊密な連携の下「オール市役所」のチームワークで総合的に進めています。

市民からの人権問題の相談については、専門的な相談機関の適切な活用を図るとともに、岡山地方方法務局倉敷支局と連携し、人権擁護委員による人権相談に取り組むほか、各人権課題の担当部署での相談事業を引き続き充実していきます。人権侵害に関わる相談においては、被害者の視点に立って、関係機関との連携の下、迅速な救済が図られるよう支援していきます。



人権擁護委員と
人権施策推進会議メンバーによる
街頭啓発



【これまでの経緯】

昭和23年、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」の条文で始まる「世界人権宣言」が、国連総会において採択されました。

その後国連では、世界人権宣言に法的拘束力を持たせた「国際人権規約」の採択をはじめ、「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「子どもの権利条約」「拷問等禁止条約」「障害者権利条約」など多くの人権に関わる条約を採択する一方、平成6年の「人権教育のための国連10年行動計画」、また、平成16年の「人権教育のための世界計画」決議など、自治体や国、国際的な組織が連携してさまざまな差別や人権侵害の克服に向けて取り組むべきであるとしています。

国連の人権宣言に先立つ昭和22年、我が国においては国民主権・平和主義・基本的人権の尊重を3大原則とする日本国憲法が施行され、人権に関わる諸条約の締結やさまざまな国内法の整備が今日に至るまで進められています。

平成9年には「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定、平成12年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。そして同法の規定に基づき、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、分野別の人権施策についても推進が図られています。

一方、地方公共団体については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」により、人権啓発・教育に関する施策の計画的推進を図ることが、自治体の責務とされました。

これを受け、岡山県においては、「岡山県人権政策推進指針」が平成13年に策定され、その中で人権と差別の概念について、「人権とは人間が共通して持つ『自己実現、自立、社会参加』の要求を権利として一体的にとらえたもので、この人権を、同和地区の人々とか障害者、女性であることなどを理由として否定し、その実現を阻害することが人権侵害であり差別である」という考え方が示されています。平成18年の改訂を経て、平成23年に策定された「第3次岡山県人権政策推進指針」では、「性別や年齢、障害の有無、国籍の違いなどにかかわらず、すべての人々の生命や尊厳が守られ、個性と能力が発揮できる「共生社会おかやま」の実現に向けて取り組んでまいりたい」と述べられています。

本市では、平成13年に始まる「倉敷市第五次総合計画」※において、基本目標として「未来を拓く人と文化の育成」を掲げ、“すべての市民が心豊かな生活を送ることができる人権を尊重する社会の実現”をめざしてきました。この総合計画の下で、人権尊重の行政を具体的に推進するために「倉敷市人権政策推進計画」が平成16年9月に策定されました。

そして現在は、平成23年度からの「倉敷市第六次総合計画」※がスタートしています。第六次総合計画では、「めざすまちの姿」として「だれもがその人らしさ(個性)を尊重され、幸せに暮らしていくことができている」ことを掲げ、めざすまちの姿の実現に向け、「その人らしさが尊重され、人権が守られる社会をつくる」ための施策に取り組んでいくこととしています。これを受け、「人権という観点からのまちづくり」のための指針として、ここに改訂版となる「倉敷市人権政策推進計画」を策定しました。

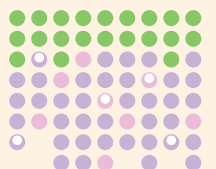
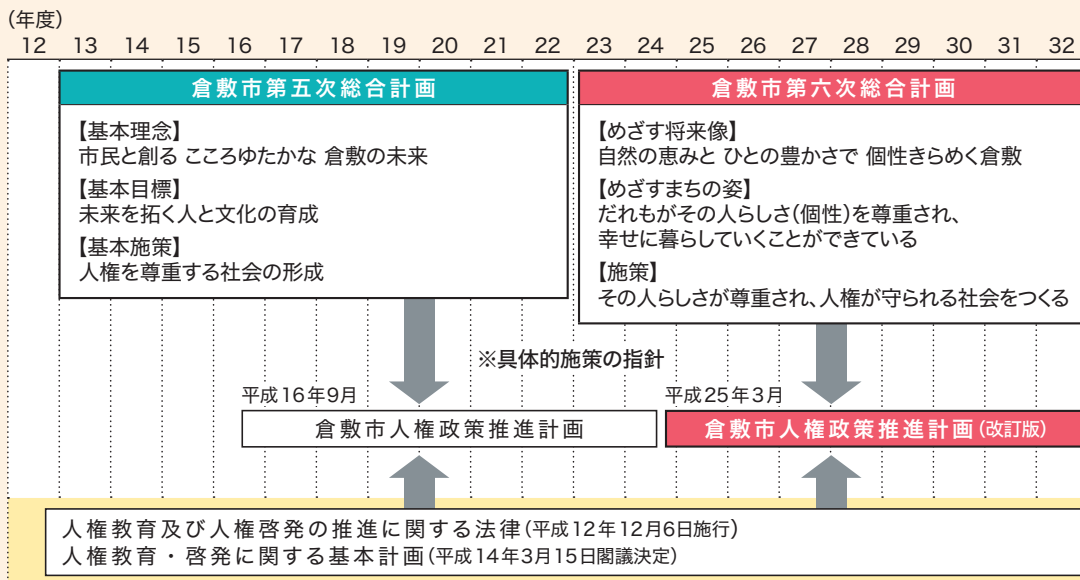
※ 倉敷市第五次及び第六次総合計画

倉敷市の将来像とその実現に向け必要な施策を表した、まちづくりの指針となる計画。第五次計画は平成13年度から10年間を期間とした。第六次計画は平成23年度から10年間を期間とする。

◎人権に関する主な動き

	日本の動き	国連の動き
1947 (昭22)	日本国憲法 施行	
1948 (昭23)		世界人権宣言 採択
1959 (昭34)		児童権利宣言 採択
1965 (昭40)	同和对策審議会答申	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 採択
1966 (昭41)		国際人権規約 採択
1969 (昭44)	同和对策事業特別措置法 施行	
1975 (昭50)		障害者の権利宣言 採択
1979 (昭54)		女子差別撤廃条約 採択
1984 (昭59)		拷問等禁止条約 採択
1986 (昭61)	男女雇用機会均等法 施行	
1989 (平元)		児童の権利に関する条約 採択
1993 (平5)	障害者基本法(心身障害者対策基本法改正) 施行	
1994 (平6)		人権教育のための国連10年 決議
1995 (平7)	高齢社会対策基本法 施行	
1996 (平8)	らい予防法 廃止	
1997 (平9)	人権教育のための国連10年に関する国内行動計画 策定	
1999 (平11)	男女共同参画社会基本法 施行 感染症予防法 施行	
2000 (平12)	児童虐待防止法 施行 社会福祉法(社会福祉事業法改正) 施行 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 施行	
2001 (平13)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 施行	
2002 (平14)	特定電気通信法(プロバイダ責任制限法) 施行 人権教育・啓発に関する基本計画 策定 ホームレス自立支援法 施行 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 失効	
2004 (平16)	性同一性障害特例法 施行	人権教育のための世界計画 採択
2005 (平17)	犯罪被害者等基本法 施行	
2006 (平18)	障害者自立支援法 施行 高齢者虐待防止法 施行	障害のある人の権利に関する条約 採択
2007 (平19)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 改正	先住民の権利に関する国際連合宣言 採択
2008 (平20)	人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ) 策定	
2009 (平21)	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 施行	
2012 (平24)	障害者虐待防止法 施行	

◎倉敷市総合計画と倉敷市人権政策推進計画の改訂について





人権啓発・人権教育の推進

1 人権啓発・人権教育の重要性

今日において人権課題は多様化、複雑化が進んでおり、より迅速できめ細やかな対応が求められるようになりました。こうした状況に対応するには、人権について考え、学ぶ多様な機会を市民生活の中に提供することが重要です。

人権啓発とは、人権尊重思想の普及・高揚を図ることを目的に行われる各種の研修、情報提供、広報活動などであり、人権教育とは、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育を通じて、それぞれの発達段階に応じて、組織的、計画的に推進される教育活動です。

人権啓発・教育は、市民一人ひとりが人権尊重の精神を養い育み、人権を正しく理解するとともに、人権意識を高め、自らの課題として日常生活にいかせる人権感覚を身に付けるよう、あらゆる場において推進することが重要だと考えます。

2 人権啓発の取組

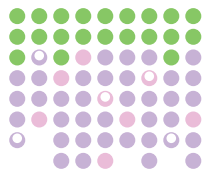
人権啓発の目的は、人権について正しい知識を身に付け、態度面や行動等で日常生活の中にかせるようにすることであり、その内容や方法については、わかりやすく受け入れられる創意工夫が必要です。

平成22年の本市の意識調査では、人権が「大切なものである」という意識は高い一方で、人権は「自分には関係ない」あるいは「わかりにくい」と思っている人も多くいるという結果が出ています。また、さまざまな人権問題における厳しい現状が十分には知られていないという問題もあります。

このため大型ショッピングセンターや街頭などでの啓発や、メディアを活用した啓発、さらに趣味や嗜好に関連付けた新たな啓発、対象年齢を絞った啓発など、さまざまなアプローチにより人権について考える多彩な機会を提供していきます。

これらの取組を通じて、人権について、市民一人ひとりが、他者のことではなく自分自身の問題として考え、また日常生活と深く関わり身近な問題として認識し、人権が尊重されるまちづくりの実現をめざします。

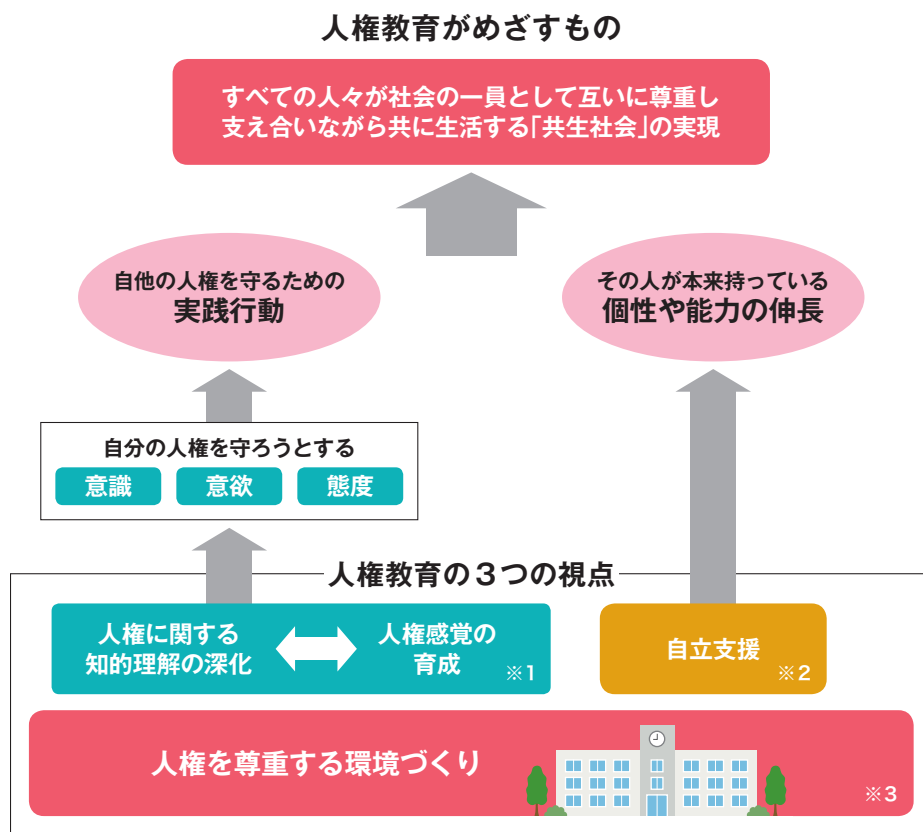
現状と課題		「自分には関係ない」	「わかりにくい」	「知られていない」	
具体的施策	イベントの開催	参加体験型イベント			
		人権講演会			
			街頭型啓発		
		スポーツチームとの連携			
	啓発活動への支援		補助金の交付		
	キャンペーン等の実施	キャラクターの活用			
		人権作品募集事業			
		人権かるた募集		人権フィールドワーク	
		人権ミニ講座			
	インターネット活用	倉敷市ホームページ			
		人権クイズ			
	印刷系メディアの活用	広報紙への記事掲載			
		啓発冊子			
		ラッピングカー			
	映像メディアの活用	テレビ等での映像放映			
		啓発ビデオ			



3 人権教育の取組

人権教育の推進に当たっては、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」「人権教育の指導方法の在り方について【第三次とりまとめ】」を踏まえ、平成23年に策定された「第3次岡山県人権政策推進指針」や平成24年の「第2次岡山県人権教育推進プラン」の趣旨をいかします。

また、人権尊重の意識を高めるには、幼児期から始まって、学童期、青少年期、成人期、高齢期と、それぞれのライフステージや発達段階に応じて、適切に学ぶのが効果的です。そのため、学校教育と社会教育の連携を図りながら、多くの人々がさまざまな人権問題に関心を持ち、課題解決のために協力し合い、いつでもどこでも人権について学び続けることができるよう支援します。



※視点1: 人権についての基本的な知識を学び、その内容と意義についての理解を深めるとともに、人権が持つ価値や重要性を共感的に受け止めるような人権感覚を育成する取組です。

※視点2: 一人ひとりを大切にするという観点から、その人が本来持っている個性や能力を伸ばし、自己決定力を高め、自律的な力を付け、それらの力を発揮して行動することができるように支援する取組です。

※視点3: 視点1、視点2の基盤となる視点です。人権教育が効果を上げるためには、自分や他の人の大切さを認め合い、人権尊重の精神がみなぎっている学校園や地域の雰囲気が必要です。そのための条件整備やユニバーサルデザインの考え方の普及などの環境づくりです。

(1) 学校園における人権教育(学校教育)

本市では、「よい子いっぱいのもち倉敷」の実現をめざし、「信頼と愛情に基づいたあたたかい心」を教育の基調として、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深め、人間尊重の精神を「生きる力」の基盤として高めます。

各学校園においては、幼児児童生徒一人ひとりがその発達段階に応じ、人権の意義や内容、重要性について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それがさまざまな場面や状況下での具体的な態度や行動に現われるように、各教科等の特質を踏まえつつ、指導計画に位置付けて計画的、継続的に、教育活動全体を通じて人権教育の推進に努めます。

(2) 家庭や地域における人権教育(社会教育)

すべての人の人権が尊重され、安心して生活できるあたたかい社会を実現するため、学校園における人権教育との連携を図り、家庭や地域において人権意識の高揚に向けた学習機会の提供、交流や体験活動の促進、人権問題に関わり課題解決を必要とする人たちの自立支援、指導者の養成、情報収集や提供、広報活動に努めます。

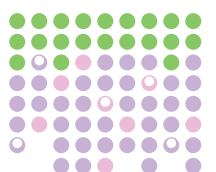
4 企業啓発の取組

すべての人権が尊重される共存の社会を実現するためには、社会を構成する一員である企業にも法令遵守や情報公開、透明性の確保や説明責任といった社会的責任が求められています。この責任の範囲は利害関係者はもちろん、社会全体も含まれます。

ある著名な経営者が、「企業は人なり」という言葉を残しています。企業にとって、最も重要な財産は、そこに働く社員です。社員一人ひとりの人権が尊重されることで、社員の働く意欲が引き出され、明るく働きやすい職場となります。また、このような企業は、地域社会の評価も加わり、結果として、業績向上や成長、発展につながるものと考えます。

企業における人権尊重の取組としては、公正な採用や配置、昇進など人事制度の適切な運用、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害の防止などが挙げられますが、近年では、男女共同参画社会の実現、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、障がい者や高齢者の雇用促進など、社会的責任も求められています。

本市では、企業等の事業所に啓発指導員を派遣することで、企業経営に関連するさまざまな人権問題について、正しい理解と認識を深めていただき、人権を尊重した職場づくりを支援しています。今後も、この啓発指導員派遣事業が有効活用されるよう、積極的にPRに努めます。





課題別施策の推進

1 男女共同参画社会

(1) 現状と課題

「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の実現をめざして、平成13年4月に「倉敷市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画施策を推進してきました。

しかし、人々の意識や社会慣習の中に、「男は仕事、女は家庭」「男だから、女だから」といった固定的性別役割分担意識※1や偏ったジェンダー※2がまだまだ根強く残っており、男女共同参画社会の実現を困難にする大きな要因になっています。こうしたことから、引き続き、総合的かつ計画的に施策を進める必要があります。

また、ドメスティック・バイオレンス(DV)※3については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が平成19年に改正されたことに基づき、平成21年3月に「倉敷市ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を策定し、DV防止と被害者支援に向けた施策を推進しています。

しかし、DVの相談件数は年々増加しており、暴力の背景には子どもへの虐待などが内在している場合もあり、複雑化・深刻化するなど、より一層、DV防止と被害者支援のための取組が必要です。

※1 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的性別役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといわれている。

※2 ジェンダー (gender)

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。

※3 ドメスティック・バイオレンス (domestic violence)

夫婦(恋人)間暴力のことで、パートナーからの暴力をいう。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉による暴力、性的暴力などいろいろな形がある。

(2) 基本方針

「男女平等と共同参画の意識づくり」「男女共同参画の推進」「男女の人権の尊重」「男女共同参画のための生活環境の整備」を柱とし、平成23年4月に策定した「第2次倉敷市男女共同参画基本計画(くらしきハーモニープラン)」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいきます。

まず、家庭・学校・地域・働く場などあらゆる場において、男女平等教育の充実を図るとともに、固定的性別役割分担意識の解消のための啓発事業など、男女平等と共同参画の意識づくりに努めます。

また、男女が社会の対等な構成員として、能力と個性を十分に発揮し、あらゆる分野に共に参画することができるよう努めるとともに、仕事だけでなく家庭生活等のバランスを保ちながら充実した生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランス※4の促進を図ります。

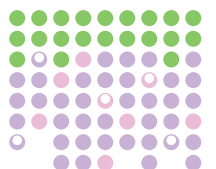
そして、DVやセクシュアル・ハラスメント※5などさまざまな人権侵害や暴力を根絶するため、男女が互いに認め合い人権が尊重されるよう努めます。

※4 ワーク・ライフ・バランス(work-life balance)

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※5 セクシュアル・ハラスメント(sexual harassment)

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまなものがある。



(3) 具体的施策の方向

男女平等と共同参画の意識を持つ

- あらゆる場における男女平等と共同参画の意識づくり
- 男女平等と共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 男女平等と共同参画に関する調査・研究の推進と広報の充実

あらゆる分野へ男女が共に参画する

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 家庭・学校等・地域社会における男女共同参画の推進
- 働く場における男女共同参画の促進
- 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女がお互いに人権を尊重する

- 男女平等の視点に立った人権の尊重
- 男女間のあらゆる暴力の根絶と被害者支援

男女共同参画のための生活環境を整える

- 子育てのための支援体制の充実
- 介護のための支援体制の充実
- 生涯にわたる心と体の健康づくり
- 生活困難を抱える人々への支援

【1】男女平等と共同参画の意識を持つ

① あらゆる場における男女平等と共同参画の意識づくり

市民参画による男女共同参画フォーラムの開催、市民編集委員による情報誌の編集や発行、講座の開催などを通して、男女平等と共同参画の意識づくりを推進します。

また、教育の場などにおいても、男女平等と共同参画の意識づくりに努めます。

② 男女平等と共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

情報誌、啓発パンフレット、講座等を通して、身の回りに存在する男女共同参画を阻む恐れのある社会制度や慣行に気づき見直すための啓発を行います。

③ 男女平等と共同参画に関する調査・研究の推進と広報の充実

世界、国、県などの男女共同参画の現状や各種統計を把握し、広報に努めます。

【2】あらゆる分野へ男女が共に参画する

① ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和が、経済社会の活性化や個人生活の充実につながるものであるという社会的気運が醸成されるよう、研修や講座の開催などを通して啓発に努めます。

② 家庭・学校等・地域社会における男女共同参画の推進

男女が、個性と能力を十分に発揮し、家庭・学校等・地域社会などあらゆる場に共に参画するよう、教育の充実や学習機会の提供、イベントや講座の開催などを通して推進します。

③ 働く場における男女共同参画の促進

男女が共に幅広い職種や業務で能力を発揮できるよう、雇用者側への男女平等な雇用機会と待遇確保の啓発を行うとともに、就業希望者への能力開発等の支援を行います。

また、農林水産業・商業等の自営業における男女共同参画の促進を図ります。

④ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

多様な人材の能力や視点の導入を図るため、各種審議会等への女性の参画を推進するとともに、地域活動においても政策・方針決定過程への男女共同参画の推進に努めます。

【3】男女がお互いに人権を尊重する

① 男女平等の視点に立った人権の尊重

セクシュアル・ハラスメントなどの防止及び被害者支援に努めます。また、性の商品化を許さない意識の浸透、メディアなどにおける男女の人権に配慮した表現の促進に努めます。

② 男女間のあらゆる暴力の根絶と被害者支援

DV及び女性や子どもに対する性暴力の防止に努めます。

【4】男女共同参画のための生活環境を整える

① 子育てのための支援体制の充実

子育てに関わる心理的、経済的な負担の軽減や仕事との両立支援を図るため、子育て支援体制の充実、子育てと仕事が両立できる職場等の環境づくりの促進に努めます。

② 介護のための支援体制の充実

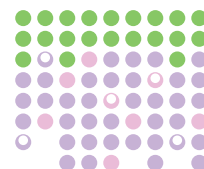
介護の負担は女性が担うことがまだ多く、男女が支え合う社会をめざします。

③ 生涯にわたる心と体の健康づくり

男女のさまざまな健康問題を社会全体で総合的に支援するよう努めます。

④ 生活困難を抱える人々への支援

貧困や社会的孤立等の生活困難を抱える人が増加し、問題も複雑多様化しているため、行政や関係団体等が連携し、総合的な支援を図るよう努めます。



2 子ども

(1)現状と課題

我が国の母子保健は世界最高水準にあるといわれています。その一方で、核家族化の進行や仕事を抱えての育児、経済状況の悪化などに伴い、育児の負担が母親一人に過大に偏り、育児不安が増大したり、母親が社会的に孤立することが考えられます。こうした要因を背景に子育てに不安を抱く母親や適切な養育が受けられない子どもが増加しています。

このような状況の中、子どもに関する相談体制の充実や、子育て支援のための取組が進められています。平成12年には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、児童虐待の早期発見・早期対応に努めており、政府は3年ごとに見直しを行い、児童虐待防止対策の強化が図られています。

学校教育においては、子どもの発達段階に即しながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育の充実をめざしています。

しかしながら、近年、いじめや不登校、児童虐待、非行の低年齢化など、子どもをめぐる多くの問題が生じています。

学校教育は人間形成のための大切な場であり、その教育の場が人権尊重の考え方を基本において推進されることによって、一人ひとりの人権尊重の理念についての正しい理解と実践力が身に付いていくことになります。この面からも、学校教育の充実が大切になります。

(2)基本方針

子どもの健全な成長を保障するためには、子どもの最善の利益を尊重することが重要であり、「児童の権利に関する条約」や平成24年4月施行の「倉敷市子ども条例」の理念や内容の普及に努め、市民意識の高揚を図ります。そして、子どもが生き生きと育ち、親が安心して子どもを生き育てられるように、いじめや児童虐待などの問題に対する相談・支援体制の充実にも努め、家庭・地域・学校・関係機関が連携を図りながら子どもの人権の尊重及び子どもの健やかな育成のための環境づくりを推進します。また、次代を担う子どもの自主・自立などの社会性を養い、豊かな心の育成に努めます。

学校においては、未来を担う子どもがゆとりの中で主体性を持って自ら学ぶことができる、質の高い教育を推進します。

また、相談・指導体制の一層の推進を図るとともに、家庭・地域・学校・関係機関との密接な連携を図りながら、いじめや不登校などの問題行動の未然防止と解決に努めます。

(3) 具体的施策の方向

母子保健対策の充実

- 母子保健の充実
- 妊婦・乳幼児健康診査の充実
- 子育て支援団体との連携強化

児童福祉の充実

- 子育て支援の充実
- 心を育てる保育の推進

学校教育の充実

- いじめ・不登校問題等の解決
- 教育内容の充実
- 「開かれた学校」づくりの推進

【1】 母子保健対策の充実

① 母子保健の充実

妊娠の届出から乳幼児期までの健康情報の一元化を図るとともに、適切な助言や指導などを行い、虐待予防に視点を当てた母子保健の充実に努めます。

② 妊婦・乳幼児健康診査の充実

すべての児童が健やかに生まれ、成長するために妊婦・乳幼児健康診査を実施し、発達の遅れのある児童への支援や、育児不安の強い親への適切な保健指導や事後指導を行うなど、総合的な健診体制の充実に図ります。

③ 子育て支援団体との連携強化

母子保健の充実と虐待の未然防止を図るため、子育て支援団体との連携強化に努めます。

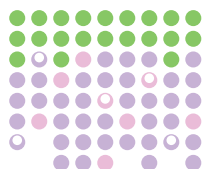
【2】 児童福祉の充実

① 子育て支援の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であることから、家庭や地域と連携しながら、就学前の一人ひとりの発達過程や個性に応じた保育を実施し、保育内容の充実と向上に努めます。

近年の女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、子育てと就労の両立を支援するため、延長保育や一時保育、特定保育、病児・病後児保育、休日保育などの保育サービスの充実に図ります。

子どもが健やかに育つために、地域での子育て支援の充実や放課後児童クラブなど子どもの安全な居場所の確保等に努め、子育て環境の充実に図ります。



児童虐待の早期発見や防止のため、教育・保健・福祉・警察などの各関係機関で構成する「倉敷市要保護児童対策地域協議会」を設置し、総合的な取組をしています。

また、子ども自身からの相談など自発的な情報の発信を支援するため、毎年小学校1年生に「こどもあいカード」を配付し、相談専用電話を設置して相談体制を整えています。さらに、児童虐待の通告受付専用ダイヤルを設け、専門の相談員が対応しています。

子どもを権利の主体者として捉え、子どもの健やかな成長を支援するため、地域の各種団体と連携し、さまざまな場を通して「児童の権利に関する条約」の理念や内容などの普及に努め、「地域の子どもは地域ではぐくむ」という住民意識の高揚を図ります。

② 心を育てる保育の推進

家庭、地域等が連携して、生命の大切さ、他人への思いやりなど子どもの豊かな心を育てるため、自然とのふれあいや高齢者との交流、さまざまな遊びを通して社会生活における望ましい習慣や態度、意欲、豊かな感情、物事に対する興味や関心を養うとともに、基本的な生活習慣を身に付けるなど人間形成の基礎を培う保育の一層の充実を図ります。

人権尊重の視点に立った保育を一層推進するため、保育等関係者の研修の充実を図ります。

障がい児保育についても、一人ひとりの障がいの状態に応じた保育ができるよう研修を深めるとともに、関係機関と連携を図りながら一層の充実を図ります。

【3】学校教育の充実

① いじめ・不登校問題等の解決

小・中学校において、生徒指導支援員や不登校支援員を配置し、子ども一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導や援助の充実を図ります。

小・中・高・特別支援学校において、スクールカウンセラーを配置・派遣するとともに、教員の研修を充実させるなど、相談・指導体制の充実を図ります。

また、中学校において、教師カウンセラーを配置し、関係機関との連携を図ります。

不登校問題についての研修会を実施し、不登校問題の解決に向けての取組を強化します。

いじめの実態調査を定期的に行うとともに、いじめ問題についての研修会を実施し、いじめ問題の解決に向けて積極的に取り組みます。

子どもの人権を守るために、教職員に対して「児童の権利に関する条約」の理念や内容の理解を深めるとともに、電話相談等の人権相談体制を充実させます。

② 教育内容の充実

子どもの健全な成長を保障するためには、子どもを権利の主体者として捉えることが重要であり、子ども自身に対しても「児童の権利に関する条約」の理念や内容の普及に努めます。

子どもの社会性や豊かな人間性を育むために、学校教育活動においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等を積極的に推進します。

自ら学び自ら考え、問題を解決する力などの「生きる力」を育てるために、総合的な学習の時間等を通じて、国際理解、情報、環境、福祉・健康などに関する教育の充実を図ります。

学校教育活動の中で、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、子どもの人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にされた教科指導や学校運営が行われるように努めます。

③ 「開かれた学校」づくりの推進

学校教育の内容の改善や充実を図るために、学校運営に保護者や地域住民の参画を求め、意見交換を行う学校評議員制度を引き続き実施します。

地域の民生委員児童委員協議会、青少年を育てる会等との懇談会を開くなど、関係機関との連絡を密にし、学校と家庭・地域・関係機関との連携を深めます。

3 高齢者

(1) 現状と課題

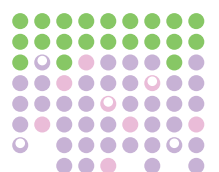
我が国の高齢化は世界に例を見ない速さで進み、総務省統計局「日本の統計2010」によると、高齢化率は上昇を続け、2035年には33.7%と国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されています。高齢社会を明るく活力に満ちたものとしていくためには、高齢者自身が社会の中で積極的な役割を果たし、生きがいを持って生活ができるような環境を整備することが重要です。

しかし、高齢者の増加に伴い、介護が必要な状態になる高齢者も増加し、核家族化の進行や女性の社会進出などの要因により、高齢者を取り巻く環境も変化しています。また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、家庭内における介護力も著しく低下しています。

このような中、平成12年から開始された介護保険制度は、平成18年の介護保険法の大規模な改正により、これまでの「介護重視型」サービスから「予防重視型」サービスへの転換や地域密着型サービスの開始などが図られました。また、健康長寿を推進していくためには、高齢者を対象とした幅広い施策を充実させ、介護が必要な状態になることをできる限り防止することが求められています。また、年々増加している高齢者虐待への対応や認知症対策などを含め、高齢者が安全で快適な生活ができるよう生活環境の整備を図る必要があります。

本市においては、こうした高齢者福祉政策を取り巻く状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するため、「倉敷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」により、保健福祉サービスの提供目標量を設定し、介護予防や生活支援、生きがい、健康づくり事業などを年次的に実施し、また地域密着型サービスなどの施設整備も行っています。

今後、増大、多様化が予想される市民ニーズを的確に把握するとともに、人権の視点に立った高齢者施策の展開が必要です。



(2) 基本方針

すべての高齢者が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で生きがいを持ちながら、健やかで安心して暮らしていける社会の実現に向け、高齢者に対する介護予防に力を入れるとともに、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り自立した生活ができるよう、高齢者の人権に配慮した支援方策に取り組んでいきます。また、高齢者が社会の一員として、積極的に地域の社会活動に参加できるような、組織づくりやすべての世代が理解し合い、助け合う世代間交流を進め、互いの相互理解を深めるとともに、高齢者が人間としての誇りを持ち、長生きしてよかったと実感できる、豊かで活力のある高齢社会をめざします。

(3) 具体的施策の方向

高齢社会への対応

- 高齢者が生きがいを持って活動している
- 尊厳が守られながら必要な介護サービスを受けることができる
- 高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者が、老後を安心して暮らすことができる

① 高齢者が生きがいを持って活動している

高齢者の孤独感や閉じこもりを解消していくため、高齢者が気軽に集い、仲間と出会う機会や異世代とも交流が図れるような、ふれあいの場の創出に努めます。

高齢者の学びに対するニーズを把握した学習機会の充実や、高齢者が主体的に講座の企画立案に携わることができるよう情報を提供し、支援します。

社会活動や地域活動、就業活動への参加を促進し、高齢者の活動の場を広げる取組を充実します。

② 尊厳が守られながら必要な介護サービスを受けることができる

特別養護老人ホームなどの介護施設などの整備については、在宅サービスとのバランスを考慮し、必要なサービスが提供できるよう、県や関係機関と連携を図りながら推進し、待機者の解消に努めます。在宅生活を支えるため、多様な地域密着型サービスや在宅生活を支える24時間ケアの拡充を進め、在宅で介護をしている家族への支援の強化を図ります。

介護従事者の育成に向けての取組を強化するとともに、事業者に対するチェック体制の充実や事業者による情報公開の推進、サービス評価の仕組みを構築し、適正な事業運営を確保することで、尊厳が守られながら「必要な人が質の高い介護サービスを受けることができる環境」をつくります。

介護者や利用者が、多様な介護サービスの中から最も適したサービスを選択するために必要な情報をわかりやすく提供します。

③ 高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者が、老後を安心して暮らすことができる

高齢者の実態を把握し、一人ひとりの高齢者の心身の状態や生活環境などに応じた総合的な介護予防を推進するため、専門的な介護予防プログラムの実施や身近な地域での介護予防の普及・啓発を図ります。

市民、団体などの協力の下、地域全体で高齢者を見守り、支えるネットワークを構築するとともに、ひとり暮らし高齢者への支援の強化を図ります。また、高齢者虐待防止や相談体制を充実します。

認知症に対する理解の促進や予防、早期発見のための知識の普及を図ります。また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症サポート体制の整備を進めます。

4 障がい者

(1) 現状と課題

障がいのある人を取り巻く状況は、障がい福祉サービスの一元化などを柱とした平成18年の「障害者自立支援法」の施行を契機としてめまぐるしく変動しています。応益負担等への批判を受けて設置された障害者制度改革推進会議の議論により、平成23年には「障害者基本法」が改正され、平成24年の「障害者虐待防止法」施行、そしてこのたびの「障害者総合支援法」など、さまざまな制度の見直しが行われてきました。

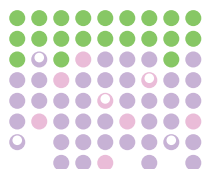
本市においては、「ノーマライゼーション※」の理念の下、障がい者を取り巻くさまざまな課題に対応するため、平成21年3月に策定し、5年ごとに見直している「倉敷市障がい者基本計画」や、3年ごとに見直している「倉敷市障がい福祉計画」に基づいて、障がい者が施設入所・入院の状態から、必要なサービスを受けつつ住み慣れた地域で自立した暮らしができるように、障がい者の不安を取り除くための地域相談支援体制の確立を図ってきております。

しかし、「倉敷市障がい者基本計画」の策定に当たって実施した市民アンケートの結果では、「地域において障がい者に対する差別や偏見を感じる」「企業や社員の障がいに対する理解不足がある」「障がい者にとって外出しにくい雰囲気がある」などの意見が寄せられており、障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、障がい者へのさらなる理解が必要となっています。

特に障がい者の地域生活への移行においては、その居住地域における住民やあるいは就労先の企業及び従業員への、障がいに対する理解が重要であることから、地域社会全体として障がい者に対する理解をより深めていくための啓発・広報活動を一層進めるとともに、障がい者の権利を擁護する方策が求められています。

※ ノーマライゼーション(normalization)

障がい者や高齢者等社会的にハンディキャップを負う人々を、当然に包含するのが通常の社会であり、そのままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。



(2)基本方針

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念とし、障がいのある人がライフステージのすべての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、自らの意思により選択し、行動し、自立する生活の創造をめざすとともに、あらゆる社会経済活動へ参加することのできる社会を構築することを目標とします。

さらに、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、すべての市民が共に暮らし、共に支え合うことでお互いの命の尊さへの認識を深める共生社会、一人ひとりが自己の実現をかなえることで共に輝く豊かな社会の実現をめざします。

(3)具体的施策の方向

啓発・広報

- 啓発・広報活動の推進

生活支援

- 利用者本位の生活支援体制の整備
- 在宅福祉サービスの充実

生活環境

- 福祉のまちづくりの総合的推進
- 建築物等のバリアフリー化の促進
- 移動交通手段の充実
- 防災・防犯対策の推進

教育・育成

- 療育・教育相談、就学指導体制の充実
- 障がいのある子どもに対する教育・保育の充実

情報・コミュニケーション

- 情報収集・提供の充実
- 情報バリアフリー化の推進

【1】啓発・広報

① 啓発・広報活動の推進

市の広報紙やインターネットなどを利用した啓発・広報活動、ポスターなどの作成、配布など、啓発・広報を進めます。

「障がい者週間」等の周知を図り、障がいに対する理解の促進を図ります。

【2】生活支援

① 利用者本位の生活支援体制の整備

相談者の年齢や障がいの種類や程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。

障がい者の入所施設や病院から、地域生活への移行を進める上で、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠であり、地域における権利擁護の方策などについて検討します。

相談に対応する機関として、倉敷市障がい者相談員協議会、障がい者支援センター、総合療育相談センター（ゆめばる）などがあり、これらの機関との連携を図るとともに、広報紙などでのPRを充実することにより、利用を促進します。

② 在宅福祉サービスの充実

障がい福祉サービスなどが、障がい者にとってより利用しやすく、また、十分なサービス提供となるよう、国に制度の充実を働きかけるとともに、事業所や施設に対して、利用者本位の質の高いサービスが提供されるよう働きかけていきます。

【3】生活環境

① 福祉のまちづくりの総合的推進

福祉のまちづくりに関する啓発を行い、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることの認識を深め、行政、市民及び事業者が一体となって、福祉のまちづくりに取り組んでいきます。

障がい者支援センターで実施している講座などを通じて意識上の障壁を取り除き、こころのバリアフリーの実現を図ります。

② 建築物等のバリアフリー化の促進

公共施設の改修、整備をさらに促進し、道路の段差の解消等歩行空間のバリアフリー化を図ります。
住宅リフォームに関する住宅改造費助成事業について市民への周知を図り、利用を促進します。

③ 移動交通手段の充実

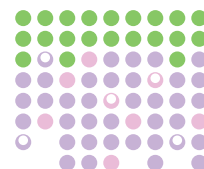
福祉タクシーや自動車燃料費等の助成事業の周知を図り、その利用を促進します。

福祉有償運送事業の支援を行うとともに、その周知を図り、利用を促進します。

④ 防災・防犯対策の推進

聴覚障がい者等の災害通報困難者が外出先からでも通報できるように、携帯電話メールによる119番通報受付システムを導入しており、緊急通報のバリアフリー化を推進します。

災害時要援護者台帳を作成し、自主防災組織等と情報を共有することで、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。



【4】教育・育成

① 療育・教育相談、就学指導体制の充実

障がいのある子どもに関わる医療・教育・福祉などの各機関との情報の共有化や連携を図りながら療育体制を整備します。

就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら障がいのある子ども一人ひとりの実態に即した就学指導を行います。

発達障がい者(幼児児童生徒)については、円滑に療育相談などへと結び付けられるよう、関係機関との情報共有などの連携を図ります。

② 障がいのある子どもに対する教育・保育の充実

可能な限り保護者の望む保育所などで障がいのある子どもの受け入れを行うとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。

「個別の教育支援計画」の策定及び「個別の指導計画」の作成を行い、適切な支援が実現されるよう体制を整備します。

【5】情報・コミュニケーション

① 情報収集・提供の充実

市民の誰もがさまざまな情報資料を手軽に入手できるよう、引き続き広報紙などを配布する他、録音図書・点字図書の貸し出し、市ホームページを活用した情報提供のさらなる充実を図ります。

点訳、朗読、手話、要約筆記奉仕員等のボランティア要請・派遣を行うなど、障がい者の特性に応じたコミュニケーションを支援します。

② 情報バリアフリー化の推進

特殊マウスなどの障がい者用パソコン周辺機器、点字ディスプレイ、点字プリンターなどを給付し、障がい者IT機器の利用を促進します。

5 同和問題

(1) 現状と課題

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、一部の人々が、職業や居住、結婚、服装を制限されるなど、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられてきました。明治4年、太政官布告(賤民廃止令ともいわれる)によって、制度上の身分差別はなくなったにもかかわらず、今なお、理不尽な差別を受けるなど、人権が侵害されることがあります。これが我が国固有の人権問題である同和問題です。

昭和40年の同和対策審議会答申では、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国

民的課題である」と位置付けられました。この答申を受けて昭和44年に制定された同和対策事業特別措置法など一連の「特別措置法」の下、国と地方公共団体は、「特別対策」を推進してきました。33年間にわたる取組により、生活環境の改善・整備をはじめとしてハード面での較差は大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発もさまざまな創意工夫の下に推進されてきました。こうした状況を受けて、平成14年3月末で、「特別対策」による事業はすべて終了し、その後同和問題の解決は必要に応じて一般施策で取り組んでいます。

しかし、同和問題における偏見や誤った認識は依然として存在しています。結婚における差別、差別発言、インターネット上での差別書き込みなどの差別行為に加え、「えせ同和行為」など差別を助長する動きも発生しており、同和問題については、なお解決すべき課題が存在しています。

同和問題の解決に向けた中核的施設として位置付けられてきた隣保館は、各種の事業を行い、地域住民の生活改善や人権意識の高揚等に大きく寄与してきました。

現在では、隣保館は、広く地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、国の補助を受けてさまざまな交流事業や啓発活動を展開しています。

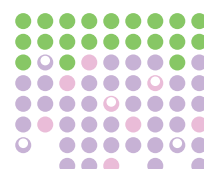
市内には、倉敷民主会館、玉島池畝会館、児島民主会館、水島会館、真備人権ふれあい館の5つの隣保館があります。

(2) 基本方針

本市では、同和問題を重要な人権課題の一つとして捉え、同和問題における偏見や誤った認識が解消され、正しく理解されるよう、人権啓発・教育を中心とした施策を積極的に推進します。

隣保館では、交流事業や啓発活動を一層進めるとともに、地域の状況や市民のニーズを把握し、さまざまな施策も活用しながら新たな事業に取り組みます。

また、隣保館が市民にとって身近で、さらに気軽に利用できる施設となるよう運営の見直しを行うとともに、隣保館の今後の方向性を検討します。



(3) 具体的施策の方向

啓発活動の充実

- 啓発活動の推進
- えせ同和行為の排除
- 差別書き込みへの対応
- 相談事業の充実
- 企業における啓発

同和問題の解決に向けた教育の推進

- 学校教育の充実・連携
- 学校教育と社会教育の連携
- 多様な研修機会の充実

隣保事業の推進

- 住民交流の促進
- ニーズに応じたサービスの提供

【1】 啓発活動の充実

① 啓発活動の推進

同和問題が正しく理解、認識されるように、より多くの機会を通じて啓発を推進します。

啓発に当たっては、同和問題が我が国固有の人権問題であることを踏まえ、正しい理解や認識がなされるよう努めます。

地域のさまざまな人権問題に取り組む市民の方々や団体と協働して、その豊富な知識や経験、手法を生かした事業を実施します。

② えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、同和問題を口実に不法または不当な要求に及ぶ行為であり、同和問題に関する誤った認識を植え付け、同和問題解決の妨げとなるものです。

えせ同和行為の排除に向け、広報紙や倉敷市ホームページでの情報提供や啓発に取り組みます。

えせ同和行為に対しては、法務局や警察等関係機関と連携して、き然とした態度で対応します。

③ 差別書き込みへの対応

インターネットの匿名性や情報発信の容易さを悪用し、差別を助長する表現を掲載する事案が発生しています。インターネットの利用者などに対して、同和問題に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進します。

インターネット上での差別書き込みや差別扇動に対しては、プロバイダ責任制限法を補完するための法整備を国に要望していくとともに、個別事案についてはプロバイダに対して情報の削除を要請します。

④ 相談事業の充実

市民からの相談については、内容を十分に把握し、適切なアドバイスを行います。また、相談内容によっては、岡山地方法務局倉敷支局や人権擁護委員と連携して対応します。

⑤ 企業における啓発

企業の公正採用選考人権啓発推進員の配置を推奨するとともに、企業研修において講師を派遣し、同和問題への理解やえせ同和行為の排除を推進します。

【2】同和問題の解決に向けた教育の推進

① 学校教育の充実・連携

学校園の教育課程に同和問題の解決に向けた教育を適切に位置付けるとともに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が互いに連携します。

② 学校教育と社会教育の連携

同和問題についての理解と認識を深める教育を推進するため、生涯学習の視点に立ち、学校教育と社会教育の連携を図ります。

同和問題の解決を自らの課題として捉え、主体的に取り組もうとする実践の態度を養います。

③ 多様な研修機会の充実

学校・家庭・地域等において、講義形式のみならず参加者が自由な意見交換を行う座談会、参加者自身が自らの知識や体験を持って積極的に関わるワークショップ及び現地研修など、多様な研修機会を設けます。

【3】隣保事業の推進

① 住民交流の促進

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとなることをめざします。

講座やイベントを開催することにより、住民の交流を促進し、地域のつながりの再構築に努めるとともに、広く人権に関する理解を深めるための啓発を実施します。

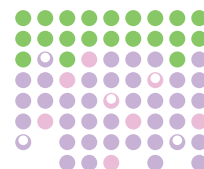
② ニーズに応じたサービスの提供

住民に信頼され、気軽に相談を寄せられるような身近な相談窓口をめざします。相談者一人ひとりのニーズを把握し、相談者の立場に立って、各種制度や関係(専門)機関を活用しながら適切な支援に努めます。

ボランティアやNPO法人等の市民団体、関係機関と連携し、幅広く、きめ細かいサービスを提供することができるよう努めます。

地域のニーズや状況に応じ、活力ある地域づくり、夢のある地域づくりをめざして新たな事業に取り組みます。

アンケート調査などにより地域の住民の意向を把握し、隣保館の今後の方向性を検討します。



6 外国人

(1) 現状と課題

経済をはじめとするさまざまな分野でボーダレス化、グローバル化の流れは地方にも及び、地域で暮らす外国人は年々増加しています。

市内の外国人登録者数は、5千人を超えており、その4割近くが在日韓国・朝鮮人となっています。

一方、留学や就労を目的に来倉する中国人、ブラジル人、フィリピン人も増加しています。こうした状況の中、倉敷市第六次総合計画に基づき、国際交流を進めるとともに、在住外国人や外国人観光客にやさしい多文化共生のまちづくりをめざします。

しかしながら、地域社会や雇用の場などにおいて、日本人と外国人との間で言語、文化、生活習慣、価値観などの相違によるさまざまな問題が生じています。

今後とも市内に居住する外国人の数は増加していくことが予想され、国籍、言語、文化、宗教、生活習慣などが異なる人々と、多様性を認め合いながら、互いに尊敬し安心して暮らすことのできる多文化共生社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

(2) 基本方針

市内の外国人が、地域の一員として暮らしやすさを実感しながら生活し、そして地域の人々との共生社会を築いていけるようにするには、市民一人ひとりが多様な国籍、言語、文化、宗教、生活習慣等に対する理解を深め、尊重していくことが重要です。

そのために、市民に外国の言語、文化、生活習慣等を紹介したり、外国人と直接ふれあう機会を提供することで、外国や外国人に対する理解を深めるとともに外国人の人権に対する意識の啓発にも努めます。

また、市内の国際交流団体や外国人支援団体などの民間団体との連携を図るとともに、外国人から日常生活等についての意見を聞いたり、相談を受ける機会を設けていきます。さらに、近隣自治体や外国人の日常生活に関する行政機関や団体などと連携をとり、情報交換を行うとともに、各施策を協調して行うように努めていきます。

(3) 具体的施策の方向

多文化共生社会の推進

- 人権意識の啓発と相互理解の促進
- 在住外国人の生活支援
- 外国人向け情報提供の充実

① 人権意識の啓発と相互理解の促進

広く市民を対象に、さまざまな国の文化や習慣などをテーマにした国際理解講座を開催し、世界各国や在住外国人に対する理解を深めます。

市民と外国人が、互いの国や文化を体験できる交流イベントを開催するなど在住外国人が地域のさまざまな活動に参加する機会を提供します。

市民が在住外国人（留学生・労働者等）と交流を目的に行う活動に対して、その事業費の一部を補助することなどで活動を支援します。

市内の交流団体等が開催する外国人への日本語教室に対して、会場提供や教材貸与をすることにより、その活動を支援します。また、日本語教室の効果的な広報を行い、認知度を高めるとともに、日本語ボランティアの資質向上に取り組みます。

② 在住外国人の生活支援

市内在住の留学生が、安心して勉学に励めるように、生活支援金を支給し、また、中古自転車を再利用して必要な留学生等に支給するなど生活を支援します。

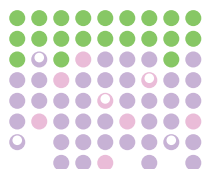
外国からの技能実習生等に対し、生活安全のための研修講師の派遣などを行います。

市内のボランティア団体等が、外国人を対象にした生活相談会を開催する場合には、会場提供等によりその開催を支援します。

③ 外国人向け情報提供手段の充実

生活情報、生活相談、観光情報等を掲載した外国人向けのホームページを充実させます。

多言語による生活情報紙の発行をめざします。



7 感染者・患者等

(1) 現状と課題

新たな感染症の出現や国際交流の進展など感染症をめぐる状況の変化や、感染症患者に対する偏見や差別が存在することを重く受け止め、平成11年には「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」を廃止し、患者の人権に配慮した受診推奨・入院勧告等の措置が盛り込まれた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。その後、平成19年には「結核予防法」を廃止し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合されました。

ハンセン病回復者やHIV※1感染者、エイズ患者※2をはじめとする感染者・患者等については、病気に対する知識の不足による偏見や差別が少ないことから、正しい知識の普及・啓発と広報活動、情報の提供などが重要です。特にハンセン病は、らい菌の感染によって発病する感染力の極めて弱い感染症であり、感染しても発病する可能性は極めて低く、また発病しても治療により短期間で治癒する病気です。こうした正しい知識によらず、「ハンセン病は容易に感染する病気である」など間違った認識により、患者・回復者・家族などへの差別がいまだに残っています。こうした差別に加え、後遺症や高齢などの理由で多くのハンセン病回復者が現在でも療養所において生活をされています。

※1 HIV (Human Immunodeficiency Virusヒト免疫不全ウイルス)

霊長類を自然宿主とするサル免疫不全ウイルス(Simian Immuno-deficiency Virus:SIV)が、突然変異によってヒトへの感染性を獲得したと考えられているウイルス。

※2 エイズ患者

原因となるHIVウイルスが人の免疫細胞に感染した結果、免疫不全状態になり、日和見感染(宿主と病原体との間で保たれていたバランスが宿主側の抵抗力低下により崩れ、宿主の発病につながるもの)などを発症した状態。

(2) 基本方針

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて、患者の人権を尊重し、プライバシー保護に配慮した対応に努めるとともに、感染症に関する正しい知識を普及・啓発します。また、感染症に関する情報を積極的に公表することで、感染症の予防及びまん延防止や相談、検査体制の充実を図ります。

(3) 具体的施策の方向

対策の充実

- 正しい知識の普及・啓発
- 感染症情報の管理と提供
- 感染症のまん延防止及び相談・検査体制の充実

① 正しい知識の普及・啓発

感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行い、さまざまな場を通じて感染者や患者などへの偏見や差別をなくします。

偏見や差別の解消や感染予防行動を推進するために、世界エイズデーや出前講座などを通じて若年層を中心にエイズや性感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行います。

また、ハンセン病回復者については、ポスターの掲示や啓発資料の配布などにより偏見や差別の解消に向け正しい知識の普及を推進します。

さらに、新しい感染症の発生に対応し、正しい知識の普及・啓発に努めます。

② 感染症情報の管理と提供

感染症発生動向調査事業により把握した感染症の流行状況を、患者の人権やプライバシーの保護に留意し、週報などにより医療機関などに情報提供を行い、日常診療に活用できるようにします。また、必要により、流行している感染症の情報を市民に提供し自主的な予防や早期対応に努めます。

③ 感染症のまん延防止及び相談・検査体制の充実

感染症患者の発生時には、人権に配慮しながら、必要に応じて疫学調査を行い、まん延の防止に努めます。

特に、エイズについては、感染の不安がある者に対して、専門のエイズホットラインで相談に応じたり、無料・匿名のHIV抗体検査を実施して早期発見を推進し、まん延の防止に努めます。

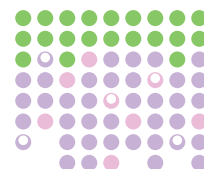
8 インターネット

(1) 現状と課題

インターネットの普及や携帯電話、スマートフォンなど情報端末の多様化をはじめとした利便性のめざましい向上により、多くの人々が豊かな生活環境を享受することができるようになりました。

一方、発信者の匿名性を悪用して、ホームページや掲示板に他人を誹謗し中傷するような書き込みが行われるなど、人権が侵害される事案が発生しています。

このため、インターネットのホームページや掲示板などで人権の侵害があった場合におけるプロバイダやサーバの管理・運営者などの「損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利」を定めた「プロバイダ責任制限法」（特定電気通信役務提供者の損害賠償





責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)が、平成14年に施行されましたが、被害者が特定されない情報などは同法の対象外となっており、なお不十分な状況が続いています。

(2)基本方針

今日の高度情報化社会においては、情報を提供する側と利用する側の両方について人権の視点に立ったモラルの向上が重要であり、また、携帯電話の一般化に伴い、幅広い年齢層への正しい利用方法の理解と情報モラル育成が求められています。

こうした流れを踏まえ、インターネット社会に対応した人権啓発・教育を展開します。

(3)具体的施策の方向

高度情報化社会の 健全育成

- インターネット利用上のモラルの普及・啓発
- インターネットなどIT関連技術の活用

① インターネット利用上のモラルの普及・啓発

差別事象などの監視及び情報収集など、全庁的な体制を整備するとともに、差別事象等を発見した場合は「プロバイダ責任制限法」に基づき、的確かつ迅速にプロバイダなどに対して削除を申し入れるなど侵害情報の排除に努めます。

また、本市の開設しているホームページについては、適正な管理と運用に努めます。

人権を侵害するような情報をインターネット上に発信しないように、ホームページなどにより、広く市民へのインターネット利用上のモラルの普及・啓発に取り組みます。

② インターネットなどIT関連技術の活用

インターネットの利便性や大量、同質の情報の発信という特性に基づき、ホームページを活用した人権啓発・教育活動を展開していきます。

9 平和事業の推進

(1) 現状と課題

戦争は市民の生活を根底から脅かすものであり、平和な世の中は、すべての人々の人権を保障するための必要条件です。

しかしながら、現在、平和と豊かさが当然のこととして受け止められ、また、悲惨な戦争の記憶が次第に失われ、次世代への継承もできにくくなっています。

地域紛争やテロなど平和な社会の実現を妨げる事態も後を絶ちません。

人権が真に尊重される社会を実現するためにも、戦争の無意味さや、平和の尊さを認識するとともに、平和の大切さを次世代に伝えていく必要があります。

(2) 基本方針

昭和61年9月の倉敷市平和都市宣言を踏まえ、また、平成21年10月には平和市長会議に加盟し、平和意識の普及・啓発などの施策を市民と一体となって、積極的に推進します。

特に、次世代を担う小・中学生を中心にした平和事業を重点的に行います。被爆体験者などから生の声を聞くことで、より戦争の悲惨さを、戦争を知らない世代に深く継承していきます。また、戦争関連の資料の整備に努めます。

(3) 具体的施策の方向

平和事業の推進

- 平和意識の普及と高揚
- 平和学習の推進
- 情報の収集と提供

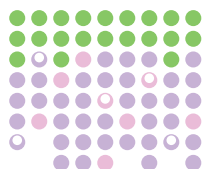
① 平和意識の普及と高揚

平和意識を広め、高めるために、「戦災のきろく展」「平和アニメ上映会」「平和の鐘の打鐘」などの啓発事業を実施します。

② 平和学習の推進

戦争の悲惨さ、平和の大切さ、生命の尊さを体感し、いじめや差別、戦争のない平和な社会を築いていく担い手を育成するために、小・中学生を中心に実際に見て、聞いて、学習する「広島平和のバス」「長崎平和大使」「アンネ・フランクの旅」を行います。

また、被爆体験者を学校へ講師として招く「原爆被爆体験者の語り部の会」を実施し、生の声を直接聞くことで、平和学習を推進します。





③ 情報の収集と提供

平和に関連した図書やデジタル記録媒体への保存などの整備充実を図り、身近で起こった悲劇を後世に残し、平和や生命の大切さについて考える機会の提供に努めます。

10 さまざまな人権課題

1 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族または遺族は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後もプライバシーの侵害や名誉毀損などの二次的な被害に苦しめられることも少なくありません。

そのため、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」が平成17年に施行されました。さらに、関連する法律の改正が行われ、犯罪被害者等に対する配慮や保護などの支援体制が改善されてきました。

このような、制度面での改善だけではなく、市民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、人権に配慮していくことが求められています。

(2) 基本方針

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とした「倉敷市犯罪被害者等支援条例」を平成24年4月に施行しました。この条例により、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じる等の必要な支援を行う総合相談窓口を設置するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、人権に配慮して接するよう、啓発活動を推進します。

2 刑を終えて出所した人

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人その人やその家族に対して、根強い偏見や差別が存在します。

そのため、本人に更生意欲があっても、就職や住居の確保が困難なため社会復帰の機会

を失い、生活に行き詰まる場合があります。また、社会に復帰する努力を重ねているにもかかわらず、悪意のあるうわさの流布などにより本人の意欲がそがれ、更生そのものが阻害される場合もあります。

このように、刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むには、現実には厳しい状況にあります。

(2) 基本方針

刑を終えて出所した人に対する偏見を解消し、家族や職場、地域など周囲の人々の理解と協力が得られるよう、法務省などと連携し、啓発活動の推進に努めます。

また、高齢である、障がいがあるなどの事由により、出所後に自立した生活を営むことが困難な人に対しては、福祉、医療、司法などの関係機関と協働して、出所後すぐに福祉サービスの利用を提供するなど、地域の中での自立した生活を支援するための体制づくりを推進します。

3 性同一性障がい

(1) 現状と課題

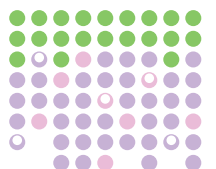
自分の体の性と心の性が一致しないため、社会生活に支障をきたす人がいます。性同一性障がいの人々です。

平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別変更が認められることになり、平成20年には、その条件を緩和する法改正も行われました。

一方で、性同一性障がいの人が就職やアパートへの入居の際に、外見と性別が食い違っていることを理由に断られるなどの不利益を受けることがあり、生活していく上でさまざまな障壁があります。

(2) 基本方針

性同一性障がいの人々に対する偏見や差別の解消をめざし、性同一性障がいに関する正しい理解が得られるよう、啓発活動に取り組みます。





4 性的指向に係る問題

(1) 現状と課題

性的指向とは、性的意識や恋愛感情が同性に向くのか異性に向くのかという、人間の性に係わる意識や感覚のことです。

私たちの社会は「異性愛者しかいない」という前提で成り立っており、同性愛者や両性愛者自身が自分の性的指向やそれに基づく自己の存在を大事にし、生き方の自己選択や自己決定ができるような社会環境が十分に整っていないという問題があります。

また、同性愛者や両性愛者に対する偏見が払拭されておらず、人権侵害が生じているという問題があります。

(2) 基本方針

性的指向について正しく理解され、偏見や差別が解消されるよう、啓発活動に取り組みます。

5 ホームレスの人々

(1) 現状と課題

さまざまな理由から、ホームレスになることを余儀なくされている人がいます。その中には、きちんと就職して自活したいという意志を持った人も多いのですが、外面的な理由から偏見や差別の対象になっていることがあります。

また、ホームレスの人々に対して度々暴行事件が発生しており、その根底には、ホームレスの人々を軽視する姿勢が見受けられます。

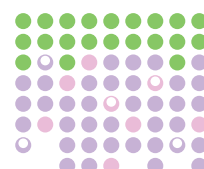
平成14年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が施行され、ホームレスの人々の自立を支援するため地方公共団体が就労機会や住居の確保、生活相談などの対策を行うよう定められました。また、国民の責務として、ホームレスの人々について理解を深めるとともに、地域社会においてもその自立支援等に努めることが求められています。

(2) 基本方針

ホームレスの人々に対する偏見や差別の解消をめざして啓発を推進するとともに、ホームレスまたはホームレスとなるおそれのある人に対し、緊急一時的な宿泊場所の提供や巡回相談を行うなど、自立した生活を営むために必要となる支援に取り組みます。

この他にも、北朝鮮当局による拉致問題や日本に帰国した中国残留邦人とその家族の問題、アイヌの人々への偏見や差別、人身取引や自殺、今後新たに発生する人権問題についても、正しい知識と理解を深め、問題解決に向けた啓発活動を中心に取り組んでいきます。

課題別施策を推進するため「実施計画」を毎年作成し、「倉敷市人権施策推進会議」などの庁内組織や、庁外組織である「倉敷市人権施策推進協議会」で計画の進捗状況を検証し、国や県、関係機関などと連携を図りながら、計画の推進に向けた努力をより確実なものとしていきます。



「誰かの」問題ではなく、「私の」問題です。

昭和23年(1948年)に世界人権宣言が採択されて60余年が経過しました。

しかしながら、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等をめぐるさまざまな問題は、今なお存在しています。加えて、社会状況の変化に伴い、インターネットによる人権侵害、犯罪被害者、刑を終えて出所した人、性同一性障がいの人などをめぐる新たな問題も生じています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による避難生活の長期化に伴う諸課題は、日々の生活が人権そのものであることを、また放射線被ばくについての風評被害や差別は、新たな人権問題がたやすく生じてしまうことを、それぞれ私たちに改めて知らしめるものでした。

かつて人権問題の被害者とは、社会的弱者であったり、マイノリティーであったりしました。

しかし現代では、たとえばインターネット上での匿名性を利用した誹謗中傷を見ても、思いもかけないこと、些細なことで、ある日突然に、そして気づかないところで、誰もが被害者になり得る、そうしたリスクに無縁ではいられない時代が到来しているのです。

東日本大震災により生じた風評被害や差別の例では、頭では理解していたはずなのに、ひとたび自分自身に関わってくると全く逆の行動をとってしまうような現象も生み、人権問題の難しさを改めて浮き彫りにしました。

そして、さまざまな人権問題の陰には必ず、やりきれない思いを抱えながら、あるいは理不尽な扱いを受けながら生きている人々がいます。それは厳然たる事実です。

倉敷市では「だれもがその人らしさ(個性)を尊重され、幸せに暮らしていくことができている」まちをめざしています。これは、はるか遠い理想のように思えるかもしれませんが。そしてそこに至る道は決して平坦でもありません。ただ、そこに向かっていく道はいくつもあります。時には立ち止まり、時には回り道をしながらも、みんなで歩み続けていきたいと考えています。

この計画は、そんな仲間を一人でも増やしたいという思いから策定しました。

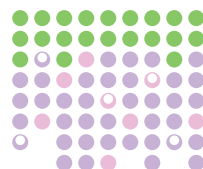
人権問題は決して「誰かの」の問題ではなく「私の」問題であることに気づいてくれる、そうした仲間が一人でも増えること。それが私たちの願いです。

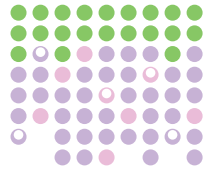
倉敷市人権政策推進計画 (改訂版)

平成25年3月

発行 倉敷市・倉敷市教育委員会

編集 人権政策部人権推進室
倉敷市西中新田640番地
TEL086-426-3255





KURASHIKI CITY